

グループホームへの利用を希望されている方へ 家賃の一部を助成する制度があります!

町では、市町村民税が非課税の方などへ、経済的な負担を軽減する目的で、グループホームへの入所に伴う家賃等の一部を助成する制度(塩谷町認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業)を令和3年1月から始めました。

助成の対象となる方

町内に住所を有する介護保険被保険者で、

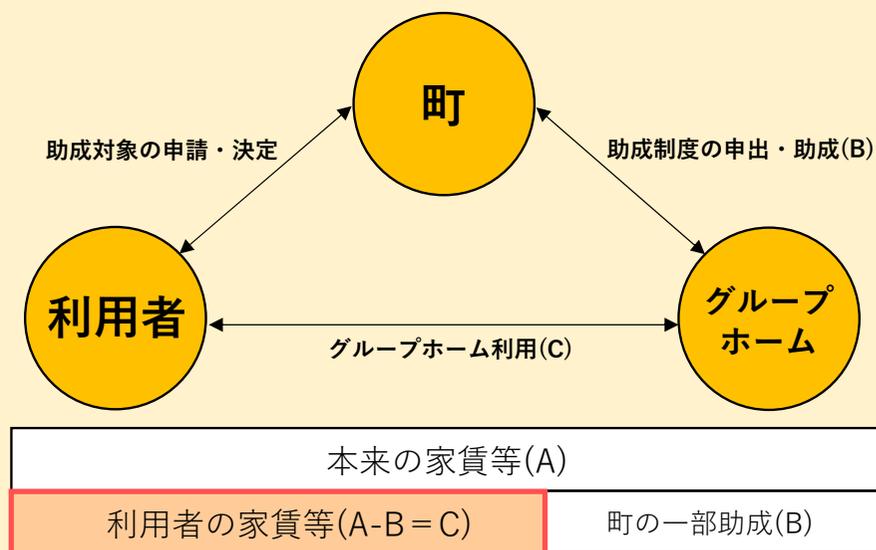
- ①生活保護を受給されている方
- ②高齢福祉年金受給者で、市町村民税非課税世帯に属する方
- ③市町村民税非課税世帯に属する方で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方
- ④市町村民税非課税世帯に属する方で、①～③に該当しない方となります。

(注意)介護保険の給付制限を受けている方や介護保険料の滞納がある方は対象となりません。

助成の額について

- 対象者①:家賃額から住宅扶助受給額を差し引いた額
対象者②及び③:1日あたり500円
対象者④:1日あたり300円

助成制度のイメージ図



お問い合わせ

塩谷町高齢者支援課
TEL 0287-47-5173
FAX 0287-41-1014